

忘れずに申請ください

9/15号

広報 くじ

平成 23 年 (2011 年) No. 133

〔ホームページアドレス〕

http://www.city.kuji.iwate.jp/

1 久慈市 災害見舞金

期限間近！
9月中旬に申請を

☎社会福祉課
☎ 52 - 2119

久慈市災害見舞金の申請期限は9月30日(金)までです。10月以降は受け付けできませんので、忘れずに申請してください。

※9月末までに申請した人を対象に、久慈市に寄せられた義援金を精算して見舞金を配分します

▼申請受付日時：9月30日(金)までの平日9時～17時

▼申請受付場所：東日本大震災被災者総合相談所(市役所東側)

▼申請に必要なもの：①印鑑(認め印) ②預金通帳 ③証明書類(被害内容によって異なります。詳しくはお問い合わせください)

2 住宅被害 見舞金

9月24日(土)
午前中に受付

☎社会福祉課
☎ 52 - 2119

(財)台湾仏教慈濟基金会では、次の被害世帯を対象に見舞金を支給します。

▼支給受付日時：9月24日(土) 9時～12時

▼受付場所：東日本大震災被災者総合相談所(市役所東側)

▼対象：3月11日時点で久慈市に在住し、住んでいた住宅が全壊・大規模半壊・半壊となった世帯

▼支給額：①1人世帯3万円 ②2～3人世帯5万円 ③4人以上世帯7万円

▼申請に必要なもの：①り災証明書 ②身分証明書 ③印鑑 ※ご家族(一親等)以外の方が申請する場合は、委任状が必要です

3 地震及び 津波義援金

交付対象が
拡大されました

☎社会福祉課
☎ 52 - 2119

日本赤十字社や県などに寄せられた義援金を基に配分している「東北地方太平洋沖地震及び津波義援金」の交付対象が拡大。住宅被害については配分金額も加算されました。今回、新たに対象になった人や第1次配分金の交付申請をしていない人は東日本大震災被災者総合相談所(市役所東側)で申請してください。

※すでに交付を受けている人は申請不要です

▼交付対象と配分金額：下表のとおり。今回、次の人が交付対象に追加されました

①被害住宅・複数の世帯主
同じ住宅に複数世帯が住民登録していた場合は、各世帯主に義援金を交付します(これまでは代表の1世帯主のみ、義援金を交付していました)

②入所している社会福祉施設などが被害を受けた人

義援金の交付対象	第1次配分金額	第2次配分金額	合計額
死亡または行方不明	1人あたり 50万円	1人あたり 94万7千円 ※今回の追加交付13万2千円	1人あたり 144万7千円
【複数世帯も対象】 居住している住宅が全壊または全焼	1戸あたり 50万円	1戸あたり 94万7千円 ※今回の追加交付13万2千円	1戸あたり 144万7千円
【複数世帯も対象】 居住している住宅が大規模半壊、半壊または半焼	1戸あたり 25万円	1戸あたり 60万円 ※今回の追加交付6万6千円	1戸あたり 85万円
【新規対象】 入所している社会福祉施設などが全壊または全焼	1人あたり 35万円	1人あたり 69万4千円	1人あたり 104万4千円
【新規対象】 入所している社会福祉施設などが半壊または半焼	1人あたり 18万円	1人あたり 34万7千円	1人あたり 52万7千円